

「介護予防小規模多機能ホームわたのさと」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鈴鹿亀山地区広域連合指定 第 2490400054 号)

当事業所はご利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり
説明します。

◇◆目次◆◇

1・事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2・事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3・事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・	2
4・職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5・当事業所が提供するサービスと利用料金・・	3
6・サービス内容等に関する相談・苦情・・・・・	8
7・運営推進会議の設置・・・・・・・・・・・・・・	8
8・情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9・秘密保持と個人情報の保護等・・・・・・・・・・	9
10・身体拘束廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
11・協力医療機関、バックアップ施設・・・・・・・・	9
12・非常災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
13・サービス利用にあたっての留意事項・・・・・	10
14・緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
15・虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
16・その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 シルバーサポートわたなべ
(2) 法人所在地 三重県亀山市和田町1534-1
(3) 電話番号 0595-82-7740
(4) 代表者氏名 渡邊 陽介
(5) 設立年月 平成15年9月1日

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成23年 1月 5日
鈴鹿亀山地区広域連合指定 2490400054号
(2) 事業所の名称 小規模多機能ホーム わだのさと
(3) 事業所の所在地 三重県亀山市和田町16番の1
(4) 電話番号 0595-96-8505
(5) 管理者 渡邊 陽介
(6) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、介護予防小規模多機能居宅介護事業所の利用者に対し通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを適切に提供します。又、本事業所を本体事業所としてサテライト型事業所の利用者に対し密接な連携のもと適切なサービスを提供します。

「サテライト型事業所」

- ・事業所の種類・・・サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- ・事業所の名称・・・サテライト型小規模多機能ホーム宝寿の郷
- ・事業所の所在地・・・亀山市和田町1534-1
- ・電話番号・・・・・・0595-82-7744

(7) 当事業所の運営方針及び利用基準

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

要支援に認定されており、上記の運営方針にそった援助を目的とされる方。

- (8) 開設年月 平成23年 1月5日
(9) 登録定員 25名（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員9人）

(10) 居室等の概要（当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。）

居室・設備の種類		室 数	備 考
宿泊室	個 室	9	77.29 m ²
相談室		1	16.86 m ²
厨 房		1	8.90 m ²
浴 室		1	6.73 m ²
脱衣室		1	9.38 m ²
便所（車椅子可）		3	7.64 m ²
居間及び食堂		1	59 m ²

※洗面設備は居間及び食堂内に 2 か所整備されています。

3. 事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域 亀山市、鈴鹿市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

（２）営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休		
通いサービス	月 ～ 日	8：00～17：00	
宿泊サービス	月 ～ 日	17：00～ 8：00	
訪問サービス	24時間		

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種	員 数	職務の内容
1、管理者	1 人	事業内容調整
2、介護支援専門員	2 人	サービスの調整・相談業務
3、介護職員	6 人以上	日常生活の介護・相談業務
4、看護職員	2 人	健康チェック等の医務業務

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制	
1、管理者	勤務時間	8：00 ～ 17：00
2、介護支援専門員	勤務時間	8：00 ～ 17：00
3、介護職員	主な勤務時間	8：00 ～ 17：00
	夜間の勤務時間	16：00 ～ 8：30
	その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。	
4、看護職員	勤務時間	9：00 ～ 16：00
夜間及び深夜の時間	20：00 ～ 7：00	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領であるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。（(5) 参照）

【 サービスの概要 】

ア、通いサービス

事業所のサービスの拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食 事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入 浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排 泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ、宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

※サテライト型事業所の利用者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模多機能ホーム宝寿の郷の利用者を当該本体事業所にて受け

入れ宿泊サービスを提供することができる。

ウ、訪問サービス

- ・事業所の従業者が利用者のご自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・必要時は病院等への受診介助を行います。

当事業所が提供する受診サービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 通常事業の実施範囲（鈴鹿・亀山） …介護予防居宅サービス計画に基づき対応します
(2) 通常事業の実施範囲外（鈴鹿・亀山以外） …他の交通手段（介護タクシー等）の情報支援をします

- ・訪問サービス実施ための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は、無償で提供させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する項目はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

※本体事業所とサテライト型事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、サテライト型従業員は本体事業所の利用者に対し訪問サービスを提供することができます。

【 サービスの利用料金（契約第5条参照） 】※別紙参照

ア、通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	3,450	6,972

※【地域区分】 1単位＝10.33円

各地域ごとの人件費の差を調整するための区分。国家公務員の地域手当に準じ、地域割区分を7区分とする。鈴鹿市・亀山市は地域区分が6級地と設定されました。単位数に10.33円を乗じた金額が料金となります。

☆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等に介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用者契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（２）ア及びイ参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ、加算

①初期加算 【１日＝３０単位】

要介護状態区分・・・要支援１・２

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

３０日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。

② サービス提供体制強化加算Ⅰ 【１月＝７５０単位】

要介護状態区分・・・要支援１・２

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものに対して、当該基準に掲げる区分に従い、１ヶ月につき所定単位数を加算する。

※すべての従業員に対し、個別の研修計画を作成し、研修実施又は予定しており、従業員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上もしくは、勤続１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ （１４．９パーセント）

基本サービス費・加算の総単位数に対し１４．９％の加算率を乗じたものを加算するものとする。当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外する。

④ 総合マネジメント体制強化加算【月＝１，２００単位】

利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取り組

みを行った場合は、1月につき所定の単位数を加算する。当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外する。

○小規模多機能型居宅介護における総合マネジメント体制強化加算の基準。

- ㊦利用者の心身の状況またはその家族の取り巻く環境の変化に応じ、随時介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しをおこなっている。
- ㊧利用者の地域における多様な活動が確保できている。
- ㊨事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。
- ㊩居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること。
- ㊪地域住民等、当該事業所以外の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア、食 事 代・・・利用者に提供する食事に要する費用です。

【 料 金 】 朝食：432円 昼食：756円 夕食：648円

イ、宿 泊 代・・・利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

【 料 金 】 1泊：2,600円

ウ、おむつ代（別途消費税がかかります）

【 料 金 】	紙おむつ	160円	フラット	60円
	紙パンツ	100円	キャッチ	40円

エ、理美容代

【 料 金 】 2,000円（顔そりのみ希望される方・・・500円）

オ、レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

【 料 金 】 材料代等の実費をご負担いただきます。

カ、複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます

【 料 金 】 1枚につき10円

- ☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し下記の方法により①②は翌月15日まで③は翌月末日までにいずれかの方法でお支払いください。

【 支払方法 】

- | |
|---|
| ① 事業所での現金支払 |
| ② 指定口座への振り込み
三十三銀行亀山中央支店 普通預金 986605
口座名義 有限会社 シルバーサポートわたなべ |
| ③ 指定金融機関からの引き落とし |

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

ア、介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態や希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

イ、台風や積雪時又は、各種警報発令時、災害発生時での送迎に危険を伴う場合は介護サービスの提供を中止、もしくはサービス提供時間の短縮をさせていただく場合があります。

☆台風や積雪に関しては、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報で事前の予測がある程度予測可能と思われますので、各家庭におかれましても気象情報をご確認の上、サービス提供が変更になった際の対応を事前に協議して頂きますようお願いいたします。

☆送迎に危険を伴う場合の他の交通手段としての情報支援を行います。

ウ、当事業所内でインフルエンザ等の感染症が流行している状況がある場合、ご相談の上、当事業所の利用を中止させていただく場合があります。

エ、利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

・ 5（１）の介護保険の対象となるサービスについて利用料金は１ヶ月ごと包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料は変更されません。

・ 5（２）の介護保険の対象外のサービスについて

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日朝８時以降になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の朝８時までに申し出がなかった場合	当日の自己負担分の全額

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

（５）介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができる様、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

6、サービス内容等に関する相談・苦情（契約書第18条参照）

①当事業所の窓口	【担当】 渡邊 陽介 【電話】 0595-96-8505 【受付時間】 月～日曜日 8:00～17:00
②公的団体の窓口	三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒514-8553 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館2階 【苦情処理専用電話】 059-222-4165
③ 市役所の窓口	亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ 〒519-0164 亀山市羽若町 545 番地 【電話】 0595-84-3312
	鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 長寿社会グループ 〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 【電話】 059-382-7935
④保険者の窓口	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 【電話】 059-369-3202

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【 運営推進会議 】

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。但し、1年度に開催すべき回数の半数を超えない事を限度に、サテライト事業所との合同開催とします。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 情報公開

当事業所において実施する事業の内容については、介護サービス情報公表システムにおいて公開しています。

9・秘密保持と個人情報の保護等

(1) 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、介護等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議や、介護支援専門員と主治医、サービス事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ② 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録します。

(3) 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が介護予防居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を実施するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。

(4) 使用する期間

- ・当事業者との介護予防小規模多機能型居宅介護の契約期間に限ります。

10・身体拘束廃止

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記のように対応します。

- ①身体拘束を行う場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施します。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関・施設】	(名 称)	高野尾クリニック
	(所在地)	津市高野尾町1890-76
	(TEL)	059-230-3738
	(名 称)	金原歯科

(所在地) 亀山市長明寺594-2
(TEL) 0595-82-4615
(名称) 亀山医療センター
(所在地) 亀山市亀田町466-1
(TEL) 0595-83-0990
(名称) 社会福祉法人青山里会 亀山老人保健施設
(所在地) 亀山市羽若町字松本645-14
(TEL) 0595-83-5921
(名称) 社会福祉法人安全福祉会
特別養護老人ホーム 安全の里
(所在地) 亀山市住山町字大掛590-1
(TEL) 0595-83-1294

12. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者：渡邊 陽介

亀山市消防署への届出日：平成25年5月1日

＜消防用設備＞

- ・自動火災報知器 ・非常通報装置
- ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器
- ・スプリンクラー（法令に基づき設置）

13. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を確認すること。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理する。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

14. 緊急時の対応

サービスのご利用中に容態の変化等があった場合はあらかじめ届出のある主治医または協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

15. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：代表 渡邊 陽介

- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 成年後見制度の利用を支援します。

○苦情解決対策を整備します。

16. その他の留意事項

本重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

また、本重要事項説明書の内容につきましては、今後変更される場合があります。

平成23年1月5日より施行する。

平成23年6月1日より一部改正する。

平成24年4月1日より一部改正する。

平成25年5月1日より一部改正する。

平成26年1月1日より一部改正する。

平成26年4月1日より一部改正する。

平成26年10月1日より一部改正する。

平成27年4月1日より一部改正する。

平成27年7月1日より一部改正する。

平成28年3月1日より一部改正する。

平成30年4月1日より一部改正する。

平成30年8月1日より一部改正する。

令和元年10月1日より一部改正する。

令和3年4月1日より一部改正する。

令和4年4月1日より一部改正する。

令和4年8月1日より一部改正する。

令和4年10月1日より一部改正する。

令和5年8月1日より一部改正する。

令和5年10月1日より一部改正する。

令和6年4月1日より一部改正する。

令和6年6月1日より一部改正する。

令和6年12月1日より一部改正する。

